

- 14 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する協定等の締結に關し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は条件その他協定等の細目について当事者間の協議が調わない等の場合において、当事者は、委員会に對し、あつせん又は仲裁を申請することができるとした。
- 15 委員会は、その権限に属させられた事項に關し、総務大臣に對し、必要な勧告をすることができるとした。
- 二 電気通信事業法の一部改正關係(第二条關係)
 - 1 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供の確保に努めなければならないこととした。
 - 2 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的として設立された公益法人を、その申請により、全国に一を限つて、基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができることとした。
 - 3 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者について、当該第一種電気通信事業者の申請により、適格電気通信事業者として指定することができることとした。
 - 4 支援機関は、指定を受けた適格電気通信事業者に對し、当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合において、当該上回るの見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付する等の業務を行うものとする。こととした。
 - 5 支援機関は、その業務に要する費用の全部又は一部に充てるため、適格電気通信事業者が指定を受けた基礎的電気通信役務を提供する
- 三 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正關係(第三条關係)
 - 1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができることとした。
 - 2 外国人等が日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)の株式をその議決権の割合が三分の一未満となる範囲内において取得できるようにした。
 - 3 会社は、当分の間、新株の発行による株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、総務大臣の認可を受けなくとも、その旨を届け出ること新株の発行を可能とした。
 - 四 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正關係(第四条關係)

会社は、当分の間、長距離会社の株式を処分しようとするときは総務大臣の認可を受けなければならないこととする規定を削除することその他規定の整備をした。
 - 五 その他
 - 1 この法律は、一部を除き公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。
 - 2 特別職の職員の給与に関する法律その他の関係法律について所要の改正をした。(附則第七條及び第八條關係)

- 2 ハンセン病療養所入所者等の被つた精神的苦痛を慰謝するための補償金(以下「補償金」という。)の支給に關し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であつた者等の名譽の回復等について定めるものとした。(第一條關係)
- 3 この法律において「ハンセン病療養所入所者等」とは、らい予防法の廃止に関する法律によりらい予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所(廃止前のらい予防法により国が設置したらい療養所をいう。)その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所(以下「国立ハンセン病療養所等」という。)に入所していた者であつて、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において生存しているものをいうものとした。(第二條關係)
- 4 国は、ハンセン病療養所入所者等に對し、その者の請求により、補償金を支給するものとした。(第三條關係)
 - 5 請求の期限
 - (一) 補償金の支給の請求は、施行日から起算して五年以内に行わなければならないものとした。(第四條第一項關係)
 - (二) (一)の期間内に補償金の支給の請求をしなかつた者には、補償金を支給しないものとした。(第四條第二項關係)
 - 6 補償金の額
 - (一) 補償金の額は、次に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、それぞれ次に掲げる額とするものとした。(第五條第一項關係)
 - (1) 昭和三十五年二月三十一日までに、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 一、四〇〇万円
 - (2) 昭和三十六年一月一日から昭和三十九年二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 一、二〇〇万円
 - (3) 昭和四〇年一月一日から昭和四七年二月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 一、〇〇〇万円
 - (4) 昭和四八年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、初めて国立ハンセン病療養所等に入所した者 八〇〇万円
 - (二) (一)にかかわらず、(一)から(3)までに掲げる者であつて、昭和三十五年一月一日から昭和四九年二月三十一日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していたことがあるものに支給する補償金の額は、次の表の上欄に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分及び同表の中欄に掲げる退所期間(昭和三十五年一月一日から昭和四九年二月三十一日までの間に国立ハンセン病療養所等から退所していた期間を合計した期間をいう。以下同じ。)に應じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額を(一)から(3)までに掲げる額から控除した額とするものとした。(第五條第二項關係)

ハンセン病療養所入所者等の区分		退所期間	額
(一)に掲げる者		四月以上二月未満	二〇〇万円
		二月以上六月未満	四〇〇万円
		六月以上	六〇〇万円
		四月以上二月未満	四〇〇万円
		二月以上六月未満	四〇〇万円
(二)に掲げる者		四月以上二月未満	二〇〇万円
		二月以上六月未満	四〇〇万円
(三)に掲げる者		四月以上	二〇〇万円

(三) 退所期間の計算は、退所した日の属する月の翌月から改めて入所した日の属する月の前月までの月数によるものとした。(第五条第三項関係)

(四) 昭和三十五年一月一日から昭和三十九年二月三十一日までの間の退所期間の月数については、(三)により計算した退所期間の月数に二を乗じて得た月数とするものとした。(第五条第四項関係)

7 ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかつたものがあるときは、これをその者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(以下「遺族」という)に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給するものとした。(第六条第一項関係)

8 損害賠償等がされた場合の調整

(一) 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れるものとした。(第七条第一項関係)

(二) 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れるものとした。(第七条第二項関係)

9 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができないものとした。(第九条関係)

10 名譽の回復等

(一) 国は、ハンセン病の患者であつた者等について、名譽の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとした。(第一条第一項関係)

(二) (一)の措置を講ずるに当たつては、ハンセン病の患者であつた者等の意見を尊重するものとした。(第一条第二項関係)

11 その他所要の規定を整備することとした。

12 この法律は、公布の日から施行することとした。

◇特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(法律第六四号)(環境省)

1 目的

この法律は、フロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品からのフロン類の回収及びその破壊の促進等に関する指針及び事業者の責務等を定めるとともに、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とするものとした。(第一条関係)

2 定義

クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンのうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質を「フロン類」とし、フロン類が充てんされて

5 第一種フロン類回収業者の登録

第一種フロン類回収業者(第一種特定製品が廃棄される際にフロン類を回収する業)を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けることとした。(第九条第一八条関係)

6 第一種特定製品廃棄業者及び第一種フロン類回収業者のフロン類引渡等の業務

第一種特定製品を廃棄しようとする者(第一種特定製品廃棄業者)は第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡すこととした。その際、第一種フロン類回収業者はフロン類の回収及び運搬に関する基準を遵守することとした。(第十九条第二一条関係)

7 第二種特定製品回収業者及び第二種フロン類回収業者の登録

第二種特定製品回収業者(使用済自動車に係る第二種特定製品を引き取る業)及び第二種フロン類回収業者(使用済自動車に係る第二種特定製品からフロン類を回収する業)を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けることとした。(第二五条第三三条関係)

8 第二種特定製品に係るフロン類の引渡等の義務

使用済自動車に係る第二種特定製品を廃棄しようとする者(第二種特定製品廃棄業者)は第二種特定製品回収業者に当該第二種特定製品を引き渡し、第二種特定製品回収業者はそれを引き取り、自動車フロン類管理書を添付して第二種フロン類回収業者に引き渡し、第二種フロン類回収業者は当該フロン類を引き取り、自動車フロン類管理書を添付して自動車製造業者等へ引き渡し、自動車製造業者等はその製造等をした自動車に係るフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡すこととした。その際、第二種特定製品回収業者等はフロン類の回収及び運搬の基準を遵守することとした。(第三五条第四一条関係)

9 フロン類破壊業者の許可

特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の破壊を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けることとした。(第四四条第一一条関係)

10 フロン類破壊業者の義務

フロン類破壊業者は、フロン類の引取りを求められたときは適正な料金を請求してこれを引き取り、破壊に関する基準に従つて当該フロン類を破壊するとともに、破壊量等に関し記録を作成、保存し、関係者の閲覧の申し出に応じ、年度ごとに主務大臣に報告することとした。(第五二条及び第五三条関係)

11 第一種特定製品廃棄業者の費用負担

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者に対し、フロン類の回収等の費用に關し、適正な料金を請求することができるが、第一種特定製品廃棄業者は当該費用を負担することとした。(第五六条関係)

12 第二種フロン類回収業者に支払う料金

第二種フロン類回収業者は、フロン類の回収等に關し、主務大臣が定める基準に従い自動車製造業者等が定め、公表する料金を請求し、自動車製造業者等は、当該料金を支払うこととした。主務大臣は、必要な場合、当該料金について変更するよう勧告及び命令することとした。(第五七条第五九条関係)

13 自動車運行の用に供する者の費用負担

自動車製造業者等は自動車運行の用に供する者に対し、フロン類の回収・破壊等に関する適正かつ公表した料金を請求できるとし、自動車を運行の用に供する者は料金を支払うこととした。主務大臣は料金に關し、必要な場合変更すべき旨の勧告及び命令を行うこととした。(第六〇条第六二条関係)

14 自動車フロン類管理書の保存等

第一種特定製品回収業者、第二種フロン類回収業者及び自動車製造業者等は、自動車フロン類管理書又はその写しを保存し、関係者から申し出があれば閲覧させることとした。(第六三条関係)

15 フロン類の放出の禁止

何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならないこととした。(第六五条関係)

16 特定製品にフロン類の放出禁止等についての表示

特定製品にフロン類の放出禁止等についての表示を行うこととした。(第六六条関係)